

## 第 71 回監査・保証基準委員会有識者懇談会議事要旨（2025 年 9 月 22 日）

### I 日時：

2025 年 9 月 22 日（月）09:30～10:50

### II 場所：

日本公認会計士協会 201 会議室（一部、Microsoft Teams 会議）

### III 出席者：

#### ○ 監査・保証基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、青 克美、魚住 康博、片山 一夫、後藤 敏文、松本 祥尚、弥永 真生、山本 敬志、反町 泰貴（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

藤本 貴子（副会長）、山中 彰子（監査・保証、テクノロジー担当常務理事）、大野 開彦（監査・保証基準委員会委員長）、太田 稔（サステナビリティ開示・保証、能力開発担当常務理事）、和久 友子（倫理担当常務理事）、武藤 智帆（倫理委員会委員長）

### IV 議事要旨：

#### 1. 意見聴取

##### (1) IAASB 2025 年 3 月ボード会議以降の活動状況

監査・保証基準委員会担当常務理事から、IAASB の 2025 年 3 月ボード会議以降の主な活動状況（各プロジェクトのスケジュール、2025 年 3 月ボード会議及び 6 月ボード会議の概要）について説明を行った。

#### 【主なご意見】

##### ① ISA240（財務諸表監査における不正）

○ 不正に関して、公開草案の段階では、不正に関する監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）以外の KAM を一つは記載することや不正に関する KAM がない場合にはその旨を記載することが求められていたが、最終承認時にはそれが要求事項ではなくなったと理解している。利用者としては元々 KAM の数が少なすぎると考えていたところであるが、公開草案の提案からトーンダウンしたということで、結果として、KAM の数が減って不正に関する KAM だけが記載されるということがないように、留意していただきたい。

○ 不正に関して、ガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションの強化という点があるが、日本では既に行われているため、実務的に大きな変化はないという理解でよい。

（ご意見への回答）

➤ 「監査における不正リスク対応基準」を適用している場合については、実務に変化はな

いと考えている。

## ② 上場会社及び PIE トラック 2

- 社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）の定義の採用は見送りとなったとのことだが、PIE の範囲は既に各国又は地域で定義を決定することが合意されているはずである。国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）が拘る理由が分からないが、従来から取られている各国又は地域で PIE に関する定義は確定するものであるということを主張していただきたい。

## ③ 監査証拠及びリスク対応

- テクノロジーに関しては、今まさに膨大な情報を網羅的に把握して判断材料を提供することが盛んに行われてきている。今後サステナビリティ保証基準の制度が作られるということで、サステナビリティ情報にも留意をしたものになっていると思うが、そのようをお願いしたい。

## ④ ISRE2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」

- 国際レビュー業務基準（ISRE）2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」改訂プロジェクトには、オーストラリア監査・保証基準審議会（Australian Auditing and Assurance Standards Board）のスタッフが携わっていると理解している。日本としてやってきた以下の二点を IAASB ボード会議で主張していただきたい。
  - ・ 継続企業に関する対応は日本独自でゴーイング・コンサーン対応を含めてやっているということ。
  - ・ 2005 年に日本に四半期レビュー基準を導入した時に参照したのは米国の SAS 100 と ISRE 2410 であり、SAS 100 は準拠性意見を入れていた。当時日本はそれを採用せずに ISRE 2410 の適正性に関する意見を導入したが、今回、日本でも期中レビューの方で準拠性の結論の表明を入れたため、SAS 100 を参考にしつつ準拠性についても意見表明できるということ。
- 我が国においては 2024 年に期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」を策定し、期中財務情報レビューの実務が上手くワークし始めているところかと思う。国際的な議論の際には、日本がリーダーシップをとって日本の実務を世界の方々に理解していただいた上で、基準の改訂を行っていただけるよう、対応いただきたい。

## (2) サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公開草案

監査・保証基準委員会担当常務理事から、サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」（以下「サス保実 5000」という。）の特徴及びボ

イント等について説明を行った。

### 【主なご意見】

- サステナビリティ保証の範囲がスコープ1・2、リスク管理及びガバナンスに絞られた中で、保証業務実施者の重要性の判断が、全体ではなく、絞った範囲の中で行われるのではないかと懸念の声を聞いている。その結果、実務上、非常に細かい形で手続が行われてしまうのではないかと、それが投資意思決定にどこまで影響するものなのかという疑問もある。今後、本当にこのような状況になるのであれば、IAASB に対してしっかりと意見を打ち出していけないといけないと思っている。この点に関し、日本公認会計士協会において現時点で問題意識を持っているのか、今後対応を予定されているのかを教えてください。

(ご意見への回答)

- 保証する対象・項目によって重要度が異なっているため、内容に応じて重要性を決めていると関係者から聞いている。
  - 今後、サス保実 5000 をどのように適用していくかが重要である。保証が制度化され、適用が開始する中で、必要に応じてガイダンスを出すなどの対応の検討も進めていきたい。
- サス保実 5000 第 98 項の定性的な開示情報の重要性において「考慮する」という表現が使われているが、「考慮する」という表現は、会員にとって理解可能なのか。これまでの実務指針等では使われていなかったように思う。
  - 「Consider / Consideration」を「考慮する」と訳すのではなく、「検討する」としてはどうか。そうすれば、文書化まで含めた意味合いになると思う。「考慮する」とした場合、現場では考慮したところまでで終わってしまうと思われるため、この部分は、他の部分で「考慮する」と訳しているからという理由で平仄を取って訳す必要はないと思う。

(ご意見への回答)

- 原文が Consider であるため、「考慮する」としている。「考慮して～する」という記載が一般的であるが、ご指摘の部分は「考慮する」で止まっているため、分かりにくいかもしれない。
  - 公開草案の公表までに再度検討する。
- GHG 排出量の保証については、国際保証業務基準 (ISAE) 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」をそのまま ISSA 5000 に取り込んでいるため対応可能だと思うが、その他の保証については必ずしも ISSA 5000 において明確になっていないため、ガイダンス等を作成すべきことを、日本公認会計士協会から IAASB に伝えていくべきである。

(ご意見への回答)

- 国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」は全てのサステナビリティ情報を対象とした保証の基準となっている。
- 今後、IAASB は適用に向けて幾つかガイダンスを出す予定をしている。

- 虚偽表示の兆候がある際のサステナビリティ保証業務実施者から財務諸表監査人へのコミュニケーションが規定されているにもかかわらず、財務諸表監査人からサステナビリティ保証業務実施者にはコミュニケーションの規定が設けられていないことは、齟齬があると思う。JP 項でも構わないため、双方向のコミュニケーションのような考え方も検討いただきたい。

(ご意見への回答)

- 財務諸表監査人からサステナビリティ保証業務実施者に対するコミュニケーションを規定しようとする場合、国際監査基準 (ISA) 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」などを見直さなくてはならないが、今回、その他の記載内容に関して ISA720 の修正がなされていないのは適合修正の枠を超えてしまうからと理解している。ISA 720 は、その他の記載内容についても誤りのない報告とすることを目的としており、財務諸表監査では、その他の記載内容の誤りに気が付いた場合は企業に伝達し、企業が誤りの有無を調査して修正してもらった上で公表している。監査人がその他の記載内容に誤りを発見した場合には、保証業務実施者に直接コミュニケーションはしないものの、企業にはコミュニケーションを行うため、目的は達成できていると思う。
- ISSA 5000 の those charged with governance (以下「TCWG」という。) について、そもそも現行の監査基準報告書等において「監査役等」になっている理由はどのようなものか。2011 年改正前の倫理規則は「統治責任者」という表現になっていた。これが現在の TCWG と同様のものかは分からなかったが、日本語としてはこちらの方がしっくりくる気がする。
- サステナビリティ基準委員会 (以下「SSBJ」という。) の開示基準では、「サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」とされているが、本定義との関係はどのようなものか。
- (ご意見への回答)
- TCWG の日本語が、「統治責任者」から「ガバナンスに責任を有する者」に変更になっている点をご認識のとおりである。現行の監査基準報告書においても、「ガバナンスに責任を有する者」の定義は残しつつ、コミュニケーションの相手先は、会計監査人の選任権限を有する監査役等に対して報告することが適切との認識の下、日本ではコミュニケーションについては「監査役等」と補足を置いているところである。
- TCWG が最も大きな概念であり、この中に監査役等や非執行役員等でサステナビリティ関連の監視を行う方が含まれる。SSBJ が想定している「サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」は、非執行の立場で監視の役割を担う者を意図していると考えており、TCWG と監査役等がイコールではないことは理解している。そのため、TCWG の中でコミュニケーションの相手は誰になるかについては、事前に会社と合意をすることを推奨している。
- これまでの議論を伺う限りでも、実務において判断に迷うケースが生じると思う。ガイドラインなどの詳細なものを出していただけるとありがたい。資料の中で限定的保証と合理的保証の手続の違いを示していただいているが、合理的保証の場合の「他の手続」には何が入るの

か、情報システムと伝達の理解と評価については限定的保証と合理的保証で違いがなく、いずれも評価をするに際して他の手続を実施しなければいけないのではないかなど、細かい点で迷いが生じることが想定されるため、実務がワークするようにしていただきたい。

- 限定的保証と合理的保証に関して、限定的保証というのは適当に見ているだけと捉えている人もいる。対外的に発信するときには意識していただけると正確な理解に繋がると思う。

(ご意見への回答)

- 限定的保証といっても、手続の内容や実施範囲にグラデーションがある。限定的保証については、保証報告書の中で実施した手続を記載することになっており、何を実施したのかわかる形になると思う。

- 本実務指針の対象について、日本公認会計士協会会員がサステナビリティ保証を実施する際に適用するとのことであるが、監査法人が属するグループ内の他の法人が業務を実施する際に適用対象となるのか、対象とする場合には、なぜ職業会計士以外は対象にならないのかについて、合理的に説明できないと議論がおかしな方向に向かってしまう可能性があるため、今後検討する際に考慮いただきたい。

(ご意見への回答)

- 本実務指針の対象について、監査法人のみに限定はしておらず、例えば、用語に関しても、監査法人であれば「パートナー」とするところを別の表現にすることで、ファームの中で監査法人ではない法人でも適用できるように工夫している。

- 以前はサステナビリティ情報を開示してもアナリストや投資家は見ていないと言われていたが、今は生成AIも発達しており、膨大なデータのソーティングや分析をしてくれるため、特に中長期の投資家では、ファンダメンタルズのレーティングとESGのレーティングを組み合わせることで総合判断したり、ESGインテグレーションとしてキャッシュフローや資本コストに反映させることが当たり前に行われている状況である。中長期的な企業価値を見通しやすくなるという意味でもサステナビリティ情報の保証は非常に重要な意味を持っているため、是非しっかり行っていただきたい。

## 2. 報告

### (1) サステナビリティに関する倫理規則 倫理規則改正案の概要

倫理委員会委員長から、サステナビリティ保証業務に関連する倫理規則改正案の概要及び適用日と今後のスケジュールについて説明を行った。

### (2) 監査実務指針等の改正に関する検討状況

監査・保証担当常務理事から、監査実務指針等の今後の作業計画について説明を行うとともに、IAASBの動向を踏まえた監査基準報告書570「継続企業」の改正作業、期中会計基準公表への対応及び品質管理基準報告書の改正作業に関する現状及び今後の見通しについて説明を行っ

た。

**【主なご意見】**

- 品質管理基準報告書（以下「品基報」という。）の改正はどのようになりそうか。方針があれば教えてほしい。サス保実 5000 とも整合するような改正になるか。

（ご意見への回答）

- 国際品質マネジメント基準（ISQM）1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」は保証業務も適用対象としているが、現状、品基報においては保証業務を適用対象としていない。サステナビリティ保証にも適用できるように改正することを考えている。

**3. 資料配付**

**（1）日本公認会計士協会における周知活動**

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp